

令和5年度 事業報告書

自 令和 5年4月 1日

至 令和 6年3月31日

道内経済は、コロナ感染症の5類移行後、観光関連を始め個人消費も改善を続けており、さらには、ラピタスの工場建設に伴う相乗効果など、今後、更なるプラス成長が期待持てる見通しとなっております。

法人会の事業につきましては、ほぼコロナ感染症以前の運営に戻って来ておりますが、当法人会を取り巻く環境は、令和5年12月31日現在の会員数は889社（個人会員含む）で、前年同期に比べて2社の増となっておりますが、コロナ感染症前の令和元年12月末919社と比べますと、30社の減となっております。

本年度も理事の皆様、提携保険会社と協力し、加入勧奨と退会の防止に努めて参りましたが改善に至っていません。

そのため、法人会活動を通じた社会的信頼の向上や事業内容の充実に努めることが必要です。

当法人会では、法人会を知っていただくためのパンフレット、新規会員の加入勧奨用として新設法人名簿を作成しており、利用をお願いします。

青年部会

役員会及び例会を開催し、青年部会員の税の知識や一般教養の習得に努めるほか、当法人会の事業にも先頭に立って行動するなど、法人会活動の中心的な存在となって各種事業の推進に努めています。

青年部会は、平成20年度から租税教室を全国的に取り組むことになり、平成22年度から札幌五法人会連絡協議会の事業として租税教室を実施し、本年度も青年部会が中心となって小学校7校（569名）の租税教室を実施しました。

また、YouTube さつなか法人会チャンネルにより、青年部会の活動を情報公開するなど、会活動のPR及び活性化を図っています。

女性部会

女性経営者及び女性役員その他会員企業の中核的な立場にある女性をもって構成しており、税の知識、経営者としての知識の向上を目指し、会の和をモットーにきめの細かい活動に努めています。

女性部会は、平成22年度から全国的に租税教育に取り組むことになり、平成23年度から「税に関する絵はがきコンクール」を実施し、本年度は管内外小学校3校へ応募依頼を行いました。3校から203点の応募があり、札幌五法人会連絡協議会によって札幌地下歩行空間で優秀作品の作品展と表彰式を開催しました。

札幌五法人会連絡協議会

平成21年度に設立して札幌地区租税教育推進協議会に加入し、租税教育を札幌五法人会連絡協議会の事業とすることを決定しました。

本年度は札幌5法人会管内小学校44校の租税教室と7回の法人会セミナーを札幌五法人会の事業として実施しました。

また、女性部会で実施している「税に関する絵はがきコンクール」も平成23年度から札幌五法人会連絡協議会の事業としており、本年度も税の啓発事業として札幌地下歩行空間で作品展と表彰式を開催しました。

本年度実施した各種事業

1 税知識の普及を目的とする事業

(1) 新設法人説明会 (年2回開催)

新たに法人として設立された企業に対し、必要な諸届けなどの手続きを始め、事業の開始に際して法人税法上の留意点等についての理解を促すことを目的として実施。

(2) 決算法人説明会 (年4回開催)

決算月1～4ヶ月前までの法人企業に対し、税制改正事項等決算手続きを行うに当たり留意点等を説明し、適切な法人税等の申告が行われることを目的として実施。

(3) 税務研修会 (年1回開催)

法人税・消費税等調査事例、不服申し立て制度、印紙税、事業承継制度など税務一般の知識を得てもらうことを目的として実施。

(4) 源泉年末調整説明会 (年2回開催)

源泉所得税に関する適正な取り扱いを企業の実務担当者に理解してもらうことを目的として実施。

(5) 租税教室 (小学校7校)

札幌市内の小学生を対象に、国税当局作成の租税教育用ビデオを教材として使用するとともに、青年部会員が講師となり、身近な事例を解説し、税についての大切さを知ってもらうことを目的として実施。

(6) 税に関する絵はがきコンクール

札幌中税務署管内及び近郊にある小学校の児童を対象に、税が毎日の生活の中でどのように役立っているかを知ってもらうことを目的に実施。

2 納税意識の高揚を目的とする事業

(1) 札幌中税務署長 講演会

税を考える週間行事の一環として、「税のトリビア マルサの男」をテーマに講演会を開催し、査察調査と任意調査の違いなどを通じ、適正申告の大切さを管内企業の代表者に改めて理解していただくよう実施。

(2) ホームページによる税情報の発信

ホームページ上に税の情報、各種研修会・講演会・セミナー等の開催要領や

各種事業の開催予定と結果報告等の情報を発信。

3 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業

(1) 税制改正提言大会

目的 公益財団法人全国法人会総連合においては、毎年、中小企業の租税負担の軽減と合理・簡素化及び適正公平な税制・税務に関する提言を行うため、会員から税制に関する意見提言を取りまとめて、税制改正提言全国大会を行い、関係機関等に対し提言活動を行っている。当会においても会員から税制に関する意見提言を取りまとめ、一般社団法人北海道法人会連合会、公益財団法人全国法人会総連合に上申するとともに、提言大会にも参加。

対象 役員・税制委員 全道9月、全国10月

(2) 税制改正要望書の関係機関への提出

目的 公益財団法人全国法人会総連合では、毎年税制改正提言全国大会を開催し、決議された要望事項を有効なものとするため国レベル、道レベル、単位会レベルで関係機関等に対し要望活動を行っており、当会においても諸機関に対し要望活動を行った。

対象 札幌市長、札幌市議会議長、毎年11月

(3) 青年の集い

目的 全道・全国の青年経営者が集い、税制、財務及び地域社会の健全な発展等法人会の目的を達成するための情報交換、意見交換並びに議論を行うなど、今後の活動をより充実する目的で開催。当会からも代表が参加。

対象 青年部会 6月、11月

(4) 女性フォーラム（女性部会全道大会）

目的 全道・全国の女性経営者が集い、税制、財務及び地域社会の健全な発展等法人会の目的を達成するための情報交換、意見交換並びに議論を行うなど、今後の活動をより充実する目的で開催。当会からも代表が参加。

対象 女性部会 4月、10月

4 地域企業の健全な発展に資する事業

(1) 経済・経営セミナー

目的 地域企業の健全な発展を目的として会計・経営等、業務に活かすことのできる内容をテーマに実施。講師は専門家に依頼。

対象 会員、一般、年7回開催（内Web配信4回）

(2) インターネットセミナー

目的 日又は時間が合わず各種セミナーや研修会に参加できない企業も何時でも何処でも受講できることを目的として実施。

対象 会員、一般、年中

5 地域社会への貢献を目的とする事業

(1) 地域大学留学生との交流事業

目的 管内居住の留学生と住民の交流を図り、日本の文化や経済活動等の知識を学び、相互理解を深めることにより地域社会の活性化に貢献できると実施しているが、本年度は中止となった。

対象 留学生とその家族、会員 9月（中止）

(2) 地域の福祉問題、環境問題などの改善に資するための事業

目的 自殺防止のために設置された「北海道いのちの電話」に対し資金面での支援することを目的に実施。

対象 一般

6 会員の交流に資するための事業

(1) 広報誌の発行

目的 税情報の発信と各種行事、会員の交流状況等を広報することを目的として年3回発行

対象 会員

(2) 新年交礼会

目的 新年を迎えるに当たり地域の経営者が集い、情報交換、名刺交換並びに旧交を温めることを目的に開催。

対象 会員

(3) 理事懇談会

目的 方針、重点施策等につき協議を行い、目標実現に向け意思統一と交流を図ることを目的に開催。

対象 理事、監事

(4) 青年部会親睦ゴルフ・ボウリング大会

目的 ゴルフ・ボウリングを通じて青年経営者としての情報交換を行うとともに、部会員の交流を図るために実施。

対象 札幌5法人会青年部会員 ゴルフ・ボウリング年各1回開催

(5) 部会企業交流会

目的 青年部会、女性部会では、それぞれ年末等に税務研修や経営研修などを行い、終了後に部会員の一層の親交を深めることを目的に交流会を実施。

対象 青年部会会員・女性部会会員

(6) 親睦ゴルフコンペ

目的 ゴルフを通じて経営者相互及び税理士会札幌中支部との情報交換等

を行うとともに会員の交流を図るため実施。

対象 会員・税理士会札幌中支部会員

7 会員の福利厚生等に資する事業

(1) 経営者大型総合保障制度の普及推進

目的 経営者や従業員が在職中に病気や事故により、死亡や入院などの事態に遭った場合に、企業を守り、事業が滞りなく継続できるよう、生命保険と損害保険がセットになった法人会独自の制度。地域企業の福利厚生制度の充実と経営の安定化のため普及促進に努めた。

引受保険会社は大同生命保険株式会社

対象 会員並びにその従業員

(2) ビジネスガード（シリーズ）の普及促進

目的 政府労災保険の上乗せ保障制度の「ハイパー任意労災」、万が一の個人情報漏洩対策の「個人情報漏洩対策プラン」、大規模な地震に企業として備える「地震対策プラン」。地域企業の万が一に備え、経営の安定化のため普及促進に努めた。

引受保険会社はA I G損害保険株式会社

対象 会員

(3) がん保険制度の普及促進

目的 法人会に加入する企業で働く個人のための福利厚生制度。がん保険「D a y s 1」、医療保険制度「E V E R prime」、終身保険「W A Y S」がある。地域企業で働く者の万が一に備え、普及促進に努めた。

引受保険会社はアフラック生命保険株式会社

対象 会員並びにその従業員

(4) 貸倒保証制度（取引信用保険）の普及促進

目的 取引信用保険とは、契約時に選定した取引先に債務不履行が生じた場合に、予め約定した保険条件に従って、保険金が支払われる制度。法人会では団体として中小企業向け貸倒保証制度を採用。地域企業の経営の安定化のため普及促進に努めた。

引受保険会社は三井住友海上火災保険株式会社

対象 会員

8 その他、本会の目的を達成するために必要な事業

全法連・道法連等との連携

(1) 税を考える週間行事への参加（北海道税務関係団体連絡協議会）

(2) 法人会アンケート調査システムへの協力（全法連）